

# 令和2年度 鳥取県鳥取港湾事務所会計年度任用職員（技術員）採用試験募集案内

※地方公務員法の改正により、従来の「非常勤職員」は「会計年度任用職員」に名称改正されます。

◆鳥取県鳥取港湾事務所 管理担当◆

〒680-0906 鳥取市港町8番地

電話(0857)28-2432 <http://www.pref.tottori.lg.jp/tottorikowan/>

## 1 受付期間・試験日時・試験会場・試験結果発表日

受付期間	令和2年1月24日（金）～令和2年2月12日（水） ◎郵送の場合は、令和2年2月12日（水）必着 ◎持参による場合の受付時間 8：30～17：15 土・日曜日、祝日は閉庁日のため受け付けておりません。 上記の受付日・時間以外に持参されても、理由の如何を問わず受理しません。
試験日時	令和2年2月16日（日） ◎開場時刻 午前9時 ◎試験開始時刻 午前9時30分 ※午前9時30分から筆記試験（60分）、その後面接試験（1人15分程度）を予定しています。
試験会場	鳥取県鳥取港湾事務所（鳥取市港町8番地）
試験結果発表日	令和2年2月19日（水）（予定）

## 2 募集職種・採用予定者数・職務内容・配属先

職種	採用予定者数	職務内容	配属先
会計年度任用職員（技術員）	1名	・使用、占用物件及び財産（施設）管理補助 ・港湾施設、漁港施設の維持管理業務（建築・電気・設備関係の点検・小修繕等）補助 ・自動車の運転及び管理業務 ・車庫物品の保管及び管理業務 ・各種事務補助に関すること	鳥取県鳥取港湾事務所

## 3 受験資格

- (1) 年齢、性別を問いません。
- (2) 普通自動車運転免許証（A T車限定は不可）を所持し、実際に運転が出来ること。
- (3) パソコンでデータ入力（エクセル）や文書作成（ワード等）が出来ること。
- (4) 地方公務員法第16条に該当する人（次のいずれかに該当する人）は受験できません。
  - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人の人
  - ・鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
  - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
  - ・地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者
- (5) 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は令和2年3月31日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。

## 4 試験内容

試験種目	配点	内容
筆記試験	50点	職務内容等に関する記述試験（60分）
面接試験	50点	個別面接による人物についての口述試験（一人あたり約15分）

## 5 任用期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日（予定）

## 6 勤務条件（予定）

給与	○報酬 日額 7,200円 ※上記金額は、現段階における予定額です。 採用時までに制度改正又は給与改定があった場合は、それによります。 (以下の項目も同様)
○期末手当	※令和2年度の支給予定（4/1採用の場合） 6月期：0.3月分 12月期：1月分
○費用弁償（通勤手当）	・通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。（届出のあった翌月から支給。） ・交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により、1月当たり55,000円を限度額とします。 ・自家用車等使用者は、使用距離及び通勤回数に応じて、月額1,295円から40,557円までの範囲内で支給します。
福利	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険
休暇	次に掲げる休暇を取得できます。 (1) 年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇（最大1年間に10日）が付与されます。 (2) 特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後（各8週）などの特別休暇等があります。 ※有給休暇と無給休暇があります。
勤務日及び勤務時間	(1) 勤務日 月17日 (2) 勤務時間 午前8時30分から午後5時15分まで (3) 休憩時間 正午から午後1時まで
任用の期間	従事業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度も引き続き任用が更新されることがあります（再度の任用4回まで）。

## 7 受験申込手続

提出書類等	(1)履歴書 1部 (2)連絡用封筒 1部（長方形3号（12cm×23.5cm）を使用し、郵便番号、送付先住所、宛名（「～様」と記してください。）を明記し、84円切手を貼ってください。） ※合否通知の送付の際に利用します。
申込先	鳥取県鳥取港湾事務所 管理担当 〒680-0906 鳥取市港町8番地 電話(0857)28-2432 【郵送で申し込む場合】 封筒の表に「会計年度任用職員（技術員）採用試験提出書類在中」と赤字で書いてください。
注意事項	・方が一未着等の事故が発生しても、受付期間内に到着しない場合は、理由の如何を問わず受理しません。 ・受験票の交付はありません。 ・提出書類（履歴書）は返却しません。

### 【履歴書に関する注意事項】

- 1 市販のJIS規格（できるだけA4版）のものを使用し、顔写真（6ヶ月以内に無帽で正面から上半身を写した縦4cm、横3cmのもの）を貼付するとともに、氏名、生年月日、年齢、現住所、電話番号、職歴、最終学歴、免許・資格を必ず記入してください。
- 2 住所及び連絡先は、棟、号室まで正確に記入してください。
- 3 電話で連絡させていただく場合がありますので、携帯電話をお持ちの場合には出来るだけその番号も記入してください。
- 4 学歴は、専修学校等の場合も記入してください。
- 5 免許・資格、職歴など書ききれない場合は、別紙に記載し添付しても構いません。
- 6 記載事項に不正があると受験を無効とし、合格されてもその合格を取り消す場合があります。

## 8 試験結果の決定方法

- (1) 筆記試験及び面接試験の総合得点の最も高い受験者を採用予定者として決定します。  
ただし、各試験のいずれかの得点が過半に満たない場合には、総合得点に関係なく不合格とします。
- (2) 採用予定者の辞退又は合格の取消し等により当該採用予定者が採用にならない場合は、上記総合得点の高い順から繰り上げて採用を行う場合があります。

## 9 採用予定者の発表

全ての受験者に試験の結果を文書で通知します。

## 10 試験結果の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第19条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができます。  
なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人（ただし、受験者本人が未成年の場合は法定代理人も可）が直接開示場所へおいでください。  
その際、運転免許証、学生証等写真により受験者本人が確認できるものを持参してください。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人又は法定代理人	試験の合否、総合得点、順位及び試験種目ごとの得点	試験結果発表日から1ヵ月	鳥取県鳥取港湾事務所

## 11 試験に関する注意事項

- (1) 試験当日は、試験開始時刻までに必ず試験会場に来場し受付を終えてください。（遅刻者は受験できません。）  
(2) 筆記試験のために、筆記用具（鉛筆、消しゴム）を持参してください。  
(3) 面接試験の順番は、試験当日会場で発表します。  
(4) 施設内は禁煙となっています。

## 12 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、試験結果通知書の発送及び採用手続き以外には利用しません。

## 13 その他

その他ご不明な点がありましたら、鳥取県鳥取港湾事務所（電話：0857-28-2432）までお問い合わせください。

## 14 試験会場案内図

